

区長報告第二号

専決処分について

港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年港区条例第八号）第三条第一項の規定に基づき、令和七年四月十八日次のとおり処分したので、同条第二項の規定に基づき報告する。

令和七年六月二十五日

港区長 清 家 愛

記

令和五年十月六日議決を得た工事請負契約（五之橋架設工事（上部工））の契約金額「二億千百九十七万円」を「二億三百九十三万四千五百円」に変更する。